

1 地方分権改革の推進

1 抜本的な地方分権改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 知事本局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 首都東京の課題をより迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 国の出先機関の事務・権限を地方へ移管し、国の出先機関を廃止・縮小すること。
- (3) 地方の自立的な行政運営に向け、国の関与を廃止すること。
- (4) 地域の実情に応じて、地方が条例で国の基準を変更することを可能にすること。
- (5) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲すること。

<現状・課題>

現在、地方分権改革については、昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」、同12月に閣議決定された「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、進められている。

法令による国の義務付け・枠付けの見直しについては、本年4月に第一次一括法、同8月に第二次一括法が成立したところであるが、見直しに着手されていない事項が相当数残っているなど、その内容は決して十分なものとは言えない。また、出先機関改革についても、改革の実現に向けた検討組織である「公共職業安定所（ハローワーク）チーム」の会合が本年度に入ってから1度も開催されず、41都道府県が提案した先行的な移管について全く検討が行われていないなど、国の地方分権改革に向けた取組は一時の勢いを失い、後退しているといわざるを得ない状況である。

地方分権改革を実現し、地方自治体が自らの判断と責任において行財政運営を行う「真の地方自治」を確立するためには、「地方にできることは地方に」を基本に据えた改革を行わなくてはならない。出先機関の事務・権限は住民に身近な地方に移管することや、地方に対する国の関与は原則として廃止するなど、地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、地方の権限を拡大すべきである。とりわけ、首都東京は、人やもの、企業、情報が集積しており、大都市

特有の課題を一体的に処理することが求められている。現場を預かる都が、国に代わって課題解決に取り組めるようにする必要がある。

また、権限と財源とは車の両輪であり、地方が権限を行使し、住民に対する責任を果たしていくためには、権限に見合った財源が不可欠である。そのため、地方税を充実させるなど、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組める財源を確保することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の自立を確立するため、地方分権改革の実現に向けた地方との議論を着実に進め、積極的に権限移譲を行うこと。特に、首都東京の課題を、より迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大させること。
- (2) 出先機関が現在行っている事務は、原則として地方へ移管するとともに、出先機関については廃止・縮小する方向で抜本的に見直すこと。特にハローワークについては、アクション・プランを尊重した41都道府県の提案に誠実に対応するとともに、先行的な移管に向けた検討を速やかに進めること。
- (3) 地方が策定する計画に対する大臣協議・同意の義務付けなどの国の関与については、真に必要なもののみに限定したうえで、原則として廃止すること。
- (4) 地域の実情に合わせた施策の実施が可能となるよう、国が法令で定める基準で地方に関するものは、原則として標準的なものとして扱うこととし、基準を定める個別の法令に、条例による当該基準の強化や緩和、変更を認める規定を置き、地方が地域の実情に応じた運用をできるよう、条例の規定範囲を拡大すること。
- (5) 地方が真に自立できるよう、権限の移譲とあわせて、それに見合う税財源が確保される税財政制度を構築すること。国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与の必要性が薄れた事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。

また、第二次一括法に基づき、基礎自治体に権限移譲される事務について、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、すべての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・知事本局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の税率の引上げを含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、地方税の体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治とは、地方自治体が自らの財源と自らの責任に基づいて行財政運営を行う「地方主権」を確立して初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進めるべきである。

今後、社会保障をはじめ地方の役割は更に高まることは明らかであるが、改めて必要なことは、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえ、権限に見合った財源を確保することである。

国は、地方分権改革の原点に立ち返り、地方の自立に資する地方税財政制度の抜本的改革を早急に実現すべく、地方とともに議論を行うべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国から地方への税源移譲を推進し、地方税財源の拡充を図ること。また、安定的な財源である地方消費税について、税率を引き上げること。
- (2) 税制の見直しに際しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方分権に資する地方税の体系を構築すること。受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。また、法人事業税の一部国税化の暫定措置については、これを直ちに撤廃すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、適正な財政需要に基づく、必要かつ十分な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財政調整機能を堅持すること。

2 法人事業税の不合理な暫定措置の即時撤廃

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・知事本局・主税局)

法人事業税の不合理な暫定措置を直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

<現状・課題>

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

そもそも法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て、不合理であるばかりか、憲法の定める地方自治を国自ら侵害することに他ならない。

加えて、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則は、平成23年度末までに消費税を含む抜本的な税制改革を行うことを政府に義務付けており、国自身も暫定措置を23年度までのものと位置づけている。

さらには、東日本大震災の発生により、都内においても、首都東京の防災力向上に向けた取組を、更に加速する必要がある。

日本の頭脳部・心臓部である首都東京の防災力を高めることは、ひとり東京のためだけでなく、国全体の機能の維持・向上に資するもので、国家としても真剣に取り組むべき課題であるにもかかわらず、都が多額の財源を負担し、他方で、暫定措置により、国によって都の財源を一方的に奪われ続けることは著しく不合理である。

<具体的要求内容>

首都東京の防災力を一層高めていくためにも、不合理な手段で東京の財源を奪う暫定措置は、直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

3 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。

- ① 地方揮発油譲与税の譲与制限

4 法人事業税の分割基準の適正化等

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 不合理な分割基準の見直し等を行わないこと。

<現状・課題>

法人事業税の分割基準は、これまでに幾度も大都市にとって不利益な改正が行われており、法人の事業活動量を適切に反映したものとなっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動量を適切に反映したものとする。
- (2) 地方団体間の財源調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

5 地球温暖化防止対策の推進

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 総務省・財務省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局・主税局)

- (1) 温室効果ガスの中期削減目標達成に向け、低炭素社会実現のための総合的な施策を早期に構築すること。
- (2) 排出量総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭での省エネ対策を促進するなど、具体的な実効性ある対策を早急に実施すること。
- (3) 「地球温暖化対策のための税」及び「地方環境税」の導入については、CO₂の排出抑制に有効性の高い仕組みとするとともに、温暖化対策における地方の責任と役割を踏まえ、地方への十分な税源配分を行うこと。

<現状・課題>

メキシコ・カンクンで開催されたCOP16では京都議定書後の気候変動対策に関する国際的合意は達成されず、法的拘束力のある新しい国際的枠組みづくりはCOP17以降に先送りされた。

しかし、IPCC第4次評価報告以降も、地球温暖化が同報告の予想を超えて進行していることを告げる研究が公表され、気候変動の危機が一層深化していることが明らかになっている。地球温暖化の進行は国際合意を待つ猶予を与えてはくれず、気候変動対策に取り組む意思と能力を有する者が先行して対策を推進することが求められている。

都は、世界に先んじて、東京を世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市へと転換するため、2006年12月、「2020年までに、2000年比25%のCO₂削減」を目標に掲げ、都政のあらゆる分野でCO₂の大幅な削減を目指す10年プロジェクトを始動した。昨年4月からは、世界で初めてオフィスなど業務部門をも対象としてCO₂の排出を規制する「総量削減義務と排出量取引制度」を開始したところである。都は、今後も、世界で最も環境と調和した都市の実現に向け、CO₂排出削減対策を強力に展開していく。

国は、昨年3月に「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定し、国会で審議されたが、未だ成立には至っていない状況である。

同基本法案には、温室効果ガス排出量削減の中長期目標のほか、目標達成のための基本的施策として「国内排出量取引制度の創設」等が盛り込まれた。

しかし、その内容は、国内排出量取引制度における排出量の限度を定める方法として原単位方式も検討するとするなど、実効性ある地球温暖化対策が確保できない内容となっており、さらに、中期目標、長期目標の達成に向けた具体的な施策は今後の検討課題となっている。

また、税制改正関連法案における「地球温暖化対策のための税」については、化石燃料の輸入・採取段階という上流での課税であり、化石燃料の消費抑制の効果が働きにくい仕組みとなっている。さらに、国は、地球温暖化対策における地方自治体の役割の重要性等を踏まえることなく、全て国税としている。

地球温暖化対策への取組は低炭素型の新たなビジネスモデルを生み出し、日本経済全体の活力創出にもつながる。長期的・安定的投資により我が国の経済全体を低炭素型に転換し、次世代に良好な環境を引き継ぐため、国は中長期的な目標と施策を明確にし、具体的な実効性ある温暖化対策を推進するための措置を早急に講じる必要がある。

<具体的要求内容>

(6) 「地球温暖化対策のための税」及び「地方環境税」の導入

「地球温暖化対策のための税」及び「地方環境税」の導入については、地方分権改革との整合性、地方自治体が地球温暖化対策に果たす責任と役割を踏まえ、地方税を主体として、国と地方で税源を適切に配分すること。

また、CO₂の排出抑制に有効性の高い仕組みとするため、徴税コストに配慮しつつ、可能な限り消費に近い段階での課税とすること。